

ハ

口

イ

發

六

特国行争非者特国
別債入債・別債
参市札格第参市
加場發競I加場

入価入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競發競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国發競I加場

口

イ

方募

五

入価法入
札格決
発競定
行争の

条特てづ財億てづ財
第別、き政円、き政
一會額發法額發法
項計面行第面行第
のに金し四金し四
規額額した條額した
定すで利第一利第一
にる七付一七付一
基百付項千付項
づ律十國の二國の
き第二債規百債規
發四億に定七に定
行十円つに十つに
し六い基九い基

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
.各の割高
申応りい
發別にご
行參よと
「加るに
と者發應
い・行募
う第へ限
。II以度
非下額
価一を
格國定
競債め
争市る
入場も
札特の

口	イ	一	發	振額最	ハ	口	イ	払
者特國	入価發			替低行爭非者特國行爭非者特國入価込行爭非者				
・別債	札格行行			額入価・別債入価・別債札格金				入価・
第參市	發競價			面札格第參市札格第參市發競金				札格第
I加場	行爭格日			位金發競II加場發競I加場行爭額發競II				
十額価	十額	平す額の振	五	千	七万七	でた		
九面格	五面	成るの記替	万	百八	百円千	千利		
錢金	錢金	二。整載法	円	八十七	九二	百付		
額	額	十数又の		億	億百	九国		
百	百	十八倍は規		八四	八四	十債		
円	円	八年の記定		億	百四十九	十二に		
に	に	六年金錄に		千八	八十九	億つ		
つ	そ	六月額はよ		百萬	九億	円い		
き	つき	二月に、る		円	千九	て		
九	ぞ	二十よ最振				、		
十	れ	日る低替				額		
九	の	九も額口				面		
円	応	円の面座				金		
五	募	四と金簿		万円	三十五	額		

十
九
八
八
七
六
五

十
四

十
三
二

払
込
期
日
者
札
參
加
入
場
所
支
元
利
金
額
償
還
期
限
償
償
の
利
期
子
以

初
期
利
發
競
行
札
競
市
及
加
場
び
札
格
率
行
争
非
者
特
國
發
競

平
成
二
十
八
年
六
月
通
知
を
受
け
た
者
財
務
大
臣
か
ら
ら
通
知
を
受
け
た
者
日
額
本
面
銀
金
行
額
百
八
支
の
円
年
払
に
六
う
以
し
月
。
前
、
及
き
二
百
十
円
日
間
に
期
月
属
に
二
す
お
十

規
定
す
る
期
及
翌
行
日
び
當
休
支
次
年
に
第
業
業
払
の
十
セ
ン
ト
い
五
に
。
式
月
て
号
支
当
た
に
同
に
払
た
だ
よ
じ
お
う
る
し
り
日
。
い
へ
と
、
算
を
て
以
き
支
出
支

下
は
払
し
平
年
、
期
た
期
成
○
そ
が
金
と
二
・
号
の
銀
額
し
十三
期
及
翌
行
を
、
八
パ
日
び
當
休
支
次
年
।

に
第
業
業
払
の
十
セ
ン
ト
い
五
に
。
式
月
て
号
支
当
た
に
同
に
払
た
だ
よ
じ
お
う
る
し
り
日
。

じ
お
う
る
し
り
日
。
い
へ
と
、
算
を
て
以
き
支
出
支

額
面
金
額
 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$